

# おむつ代の医療費控除について

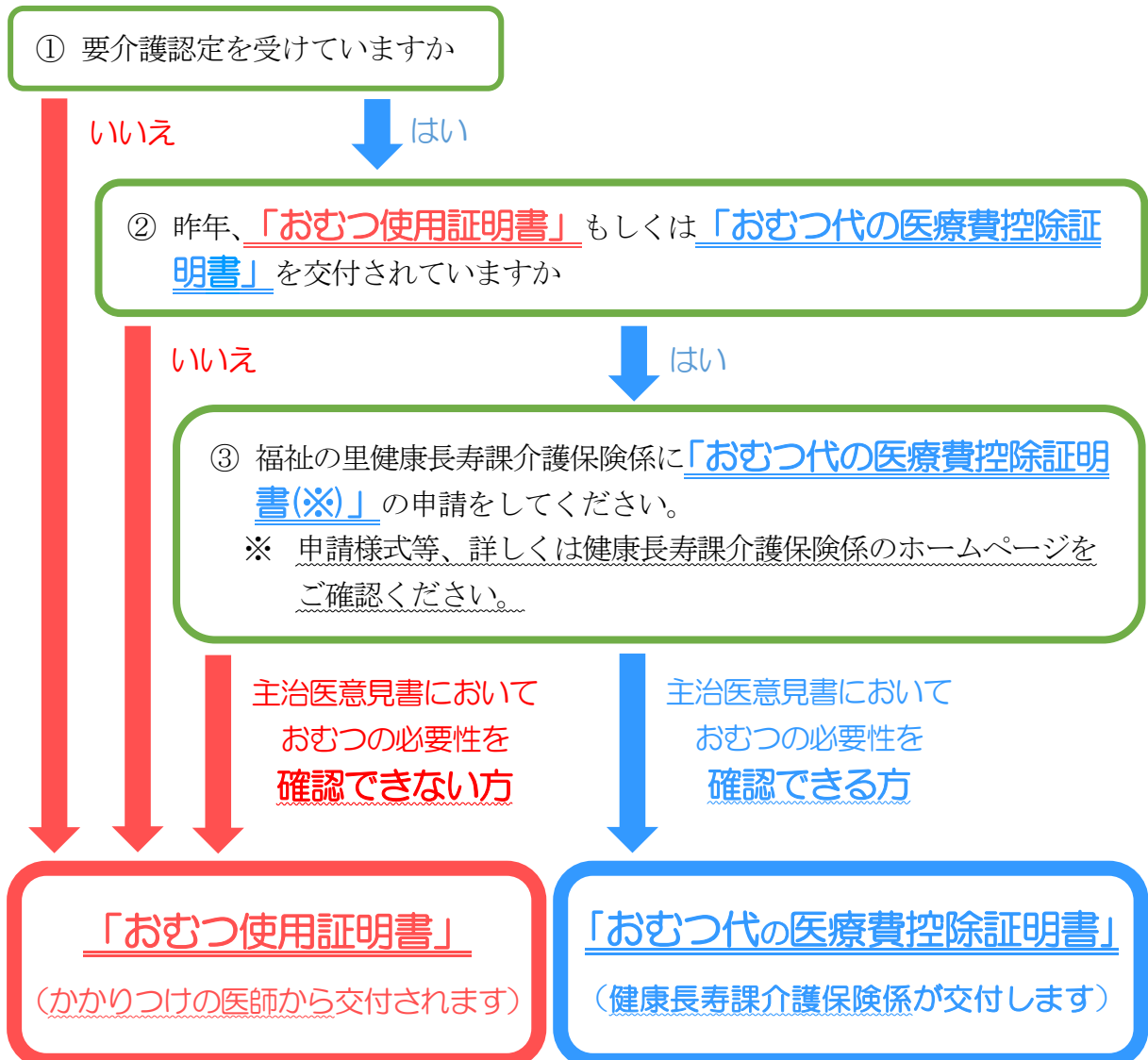
## 1 証明書があれば、おむつ代は医療費控除の対象になります

かかりつけの医療機関から交付される「[おむつ使用証明書](#)」または遠野健康福祉の里 介護保険係が交付する「[おむつ代の医療費控除証明書](#)」のどちらか1つと、確定申告対象年（1月1日から12月31日まで）のおむつ購入にかかる領収書を確定申告書に添付することで、医療費控除の対象となります。

## 2 証明書の交付を受けるためには

「[おむつ使用証明書](#)」または「[おむつ代の医療費控除証明書](#)」の交付の対象になるかどうかは、おむつを使用している対象者が要介護認定を受けているか、既に確定申告でおむつ代の医療費控除を受けたことがあるか、等で変わってきます。

どちらの証明書が必要になるか次のフローチャートにてご確認ください。



## 「おむつ使用証明書」の申請方法

### (1) 対象者

- ア) 初めておむつ使用証明書の交付を受けたい方
- イ) 遠野市の要介護認定を受けていないが、尿失禁があり、おむつを使用している方
- ウ) 要介護認定は受けているが、要介護認定に係る主治医意見書で寝たきり状態及び尿失禁を確認できなかった方

### (2) 申請時の必要書類

- ア) 「おむつ使用証明書」の申請用紙  
申請用紙は、とぴあ庁舎の税務課、遠野健康福祉の里の健康長寿課介護保険係、宮守総合支所地域振興課の窓口で配布しています。また、市ホームページからのダウンロードも可能です。

### (3) 申請場所

かかりつけの医師へ「おむつ使用証明書」の申請用紙を提出し、記入を依頼してください。

### (4) 留意事項

- ア) 「おむつ使用証明書」には文書料が発生します。料金は医療機関ごとに異なります。
- イ) 確定申告対象年（1月1日から12月31日まで）の領収書である事を確認のうえ、「おむつ使用証明書」又は「おむつ代の医療費控除証明書」と領収書を確定申告書に添付してください。